

下妻市小学校区単位防災活動事業費補助金交付制度（概要）

消防防災課

1 趣旨等

地域における防災力の強化を図るため、自治区又は自主防災組織が小学校区単位（下妻小学校区にあっては、下表による地区単位を含む。）で共同して行う防災訓練、防災講話等に対し補助金を交付するもの

下妻小学校区内地区名	対象地区名
下妻東部地区	上宿、坂本、本宿、小野子、本城町、下子町、不動宿、新屋敷、田町
下妻西北部地区	陣屋、旭、栗山、西町、相原山、大町、三道地
下妻西南部地区	峰、新町、沼田新田、上町、仲町、浦町、横町、下町
長塚石の宮地区	長塚、石の宮

2 補助対象事業の補助額等

補助対象事業	補助対象	補助対象事業経費	補助額
小学校区単位防災活動事業で次に掲げる要件のいずれも満たすもの (1) 小学校区内の代表区長、自治区長、自主防災会会长等が主体となって計画し、実施すること。 (2) 小学校区内における自治区（自主防災組織にあっては、その構成自治区）の半数以上の自治区が参加すること（各自治区の参加者が3名以上あること。）。	市内に存する自治区又は自主防災組織	小学校区単位防災活動事業の実施に要する経費で次に掲げるもの (1) 講師謝礼（2万円を限度とする。） (2) 食糧費（熱中症対策としての飲料水、炊き出し及び防災用保存食の購入に要する経費に限る。） (3) 防災啓発品代（1人当たり1,000円を限度とする。） (4) 消耗品費（資料代等） (5) 会場使用料 (5) その他市長が必要と認めるもの	補助対象事業経費の合計額（20万円を限度とする。）

備考

- 1 1小学校区当たりの補助は、一の年度につき1回に限る。
- 2 下妻小学校区において、一の年度につき、分割した地区を単位としてのほか、全地区を対象に事業を実施した場合は、先に実施した事業のみを補助の対象とする。
- 3 補助対象事業経費のうち、他の制度による補助金等の交付を受けているものは、この要綱による補助の対象としない。